

有機農業をめぐる事情

(補足説明資料)

平成31年1月

農林水産省

生産局農業環境対策課

1. 第1回検討会で出た主な御意見について

- 第1回審議会では、有機農業に取り組む生産者2名（日本有機農業研究会 魚住様、久保田様、アグリ山崎 山崎様）より御報告を頂くとともに、委員との意見交換を実施。主な御意見は以下のとおり。

項目	発言概要（生産者）	発言概要（委員）
人材育成	➤ 有機農業を広めるには <u>人材育成が大切</u> 。有機農業を教える <u>教育機関が必要</u> 。（魚住氏）	➤ 従来有機農業を担ってきた人たちとは異なる方々が農業に入ってきており、 <u>どう一次産業の従事者として確保していくのかを考えるべき</u> 。（千葉委員）
施策のわかりやすさ・消費者の理解	➤ 有機農産物の <u>表現の規制</u> （例：有機認証未取得の場合、商品に「有機」と表示できない） <u>が難しく、生産者が有機農業の取組を躊躇してしまう</u> 。（魚住氏） ➤ 有機農業、特別栽培、エコファーマーなど様々な制度があり、生産者も消費者もわかっておらず、 <u>理解がないから消費が増えない</u> 。（山崎氏） ➤ 第三者認証が取りづらいことに対し、 <u>地域に焦点をあわせた「参加型認証」が国際的にも推進されており、そういうことをもっと検討してはどうか</u> （久保田氏）	➤ 若い就農者は、 <u>有機農業に対して、大上段に構えていない</u> 。環境によい、単価がある程度良い、技術として確立されてきたといった理由と、効率的な農業ってなんだろうと自問したときに、 <u>有機農業を選択していく。まだ、取り組もうとする若い世代は多い</u> 。（千葉委員） ➤ 消費者の理解促進はとても大事。 <u>バイアスをかけない正確なニーズを確認することが重要</u> 。（伊藤委員） ➤ 有機JASよりも素晴らしい農業をしている方が、 <u>有機JASを取りにくい障壁があるならば、それを取り除く必要</u> （井村委員）／ <u>どこに取りにくさの原因があるのか、掘り下げて論議をしていけばよい</u> （山内委員）
生産技術の開発	➤ 有機農業を拡大するには、 <u>除草の労力軽減が課題</u> 。（山崎氏）	
生産者と流通事業者の連携	➤ 有機農業の定着には、 <u>販路確保が重要</u> 。 <u>再生産可能な価格の設定が必要</u> 。（魚住氏、山崎氏）	➤ 有機農産物の <u>生産量を確保し、流通事業者と一体となって取り組むことで高価格にならないような仕組みづくりができないか</u> 。（千葉委員） ➤ 高付加価値により高価格で販売するよりも、 <u>子育て世帯に適した価格で販売しなければ市場はできない</u> 。（千葉委員）
その他	➤ <u>給食への食材提供、種の保存等を行うべき</u> （魚住氏（配付資料））	➤ <u>日本の農業全体の中で有機農業を議論していくべき</u> 。（井村委員） ➤ <u>（欧州等）、各国との比較を含む整理が必要</u> 。（山内委員）

2. 有機認証を取得しない理由と対応（たたき台）について

- 第1回審議会にて、「有機JASよりも素晴らしい取組を行っている方が認証を取りにくい原因を議論すべき」との御意見があったが、生産者からの聞き取り調査では、主に以下の様な理由を把握しているところ。
- なお、各項目に対し考え得る対応（たたき台）を併せて整理した

認証を取得しない理由	具体的な理由（事例）	各項目に対し、考え得る対応（たたき台）
作業負担の増加	事務手続き、栽培記録の作成等の労力増大等（特に、多品目生産の場合）	・栽培履歴管理や認証取得時の書類作成に活用可能なアプリケーションの普及 ・諸外国等との比較・整理
経費負担の増加	認証手数料、印刷費、基準遵守のための圃場管理費用等の増大等（慣行栽培との機械等の併用や共同利用が困難）	・圃場管理等を容易にする技術開発 ・生産者の所得を増やす施策の推進
技術的な課題	圃場が狭く飛散防止措置が取れない、生分解性マルチ等有機JASの使用禁止資材を使用している等	・代替技術の開発 ・技術の現場への普及促進
販売に不必要	特定の消費者へ販売しており第三者の確認が不要、取引先が取組内容を確認し保証している等	
有機JAS認証の受け止め方	有機JAS制度を使用したくない、有機JAS制度で使用が許可されている資材も使用しないため差別化したい等	・有機JAS制度の周知 （同制度は、有機製品の国際水準とされるCODEXガイドラインに準拠した第三者認証制度であることや、自らの取組みをアピールすることについて否定はしていないこと等。）

※具体的な理由（事例）は、「平成30年度有機農業に取り組む地域の営農状況等調査（農林水産省）」による、全国の有機農業等に取り組む生産者からの聞き取り調査結果（取りまとめ中）を基に、農業環境対策課作成。

3. 直接支払、有機認証取得費用に関する各国との比較について

- 第1回審議会にて、有機農業や有機認証等に関し「各国との比較を含む整理が必要」との指摘があったところ、直接支払や有機認証（第三者認証）取得費用等の状況について、我が国と欧米諸国の状況を比較すると以下のとおり。

環境直接支払について

日本の「環境保全型農業直接支払交付金」における有機農業に対する支払単価、及びEUの「有機農業支払」での支払単価を比較すると下表のとおり（1ユーロ＝120円で換算）。

日本	EU
8,000円／10a (そば等雑穀・飼料作物：3,000円/10a)	一年生作物：最大 600ユーロ/ha（約 7,200円／10a） 多年生作物：最大 900ユーロ/ha（約10,800円／10a）

※1 欧州については、「平成29年度海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業（EUの農業政策・制度の動向分析及び関連セミナー開催支援）報告書」2018年3月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 より、農業環境対策課取りまとめ。

有機認証（第三者認証）取得経費について（各認証機関の公表情報に基づく試算値）

国	条件 (品目、面積、所要時間)	調査数	認証費用(円)			平均(円)
日本	野菜(1品目)、2.7ha、8時間	51	5,000	～	272,000	約 95,000
米国	野菜(1品目)、2.7ha、8時間	14	22,000	～	226,000	約 106,000
ドイツ	野菜(1品目)、10ha*	3	36,000	～	62,000	約 50,000
イタリア	野菜(1品目)、10ha*	5	31,000	～	78,000	約 45,000
イギリス	野菜(1品目)、10ha*	4	55,000	～	79,000	約 63,000
スイス	野菜(1品目)、10ha*	2	40,000	～	155,000	約 97,000

- ※1 日本については記載の条件で費用を試算できる情報を公開している認証機関（51機関）について、食料産業局食品製造課にて試算。
※2 米国については記載の条件で費用を試算できる情報を公開している認証機関（14機関）について、農業環境対策課にて試算。（1ドル＝110円）
※3 ドイツ、イタリア、イギリス、スイスについては、下記論文より費用を引用し、1ユーロ＝120円で換算。
Lizzie Melby Jespersen(International Center for Research in Organic Food Systems) “ORGANIC CERTIFICATION IN SELECTED EUROPEAN COUNTRIES:CONTROL FEES AND SIZE OF THE SECTOR” (2011.02)

4. 参加型認証 (PGS) について

- 第1回審議会にて、生産者より発言のあった、有機農業分野の参加型認証 (PGS) の概要・状況は以下のとおり。

参加型認証 (PGS) について

- PGS は、IFOAM（国際有機農業運動連盟）において、以下のとおり定義。
「PGSは地域に焦点を当てた品質保証システムである。それは、信頼、社会的なネットワーク、知識の交換の基盤の上に、関係者の積極的な参加活動に基づいて、生産者を認証する。」
- 具体的には、第三者認証より価格を抑え、資料作成の手間を抑制するため、生産者や消費者が参画し取組水準の決定や、生産の確認等も実施。
- 有機生産の技術的水準は、有機JASなど各国で認められている有機認証基準と同様とすることが可能であり推奨されている。

IFOAM「PGS Guideline」、日本有機農業研究会「参加型保証システム(PGS)ガイドライン」に基づき、農業環境対策課とりまとめ

各国のPGSについて

- IFOAMでは、IFOAMの加盟団体が行うPGSで、有機農業の取組水準がIFOAMの認めるもの同等（欧米や有機JAS以外に、中国やベトナムの有機認証制度を含む）である取組について認知（recognize）しており、2018年12月時点で、全世界で8つのPGSが認知されている。
- 有機JASと同等の取組水準を採用した「オーガニック雫石」（岩手県雫石町）のPGSも、2018年12月にIFOAMに登録（その他、米、仏、仏領ニューカレドニア、ニュージーランド、フィリピン、スリランカ、ベトナムの各1箇所のプログラムが認知されている）。
- これ以外に各国や各地域で取り組まれているPGSがあり、43カ国で127のPGSが運用（2018年2月時点）

IFOAMのホームページ（<https://www.ifoam.bio/en/ifoam-pgs-recognition>）、及びIFOAM「PGS Guideline」、日本有機農業研究会「参加型保証システム(PGS)ガイドライン」に基づき、農業環境対策課とりまとめ

【参考】 現行基本方針における有機農業に関する「課題」と施策の「推進内容」について

- 第1回審議会にて、生産者より「人材育成」「消費者への周知」「生産技術（除草）」等の課題について指摘があったところであるが、現行の「有機農業の推進に関する基本的な方針」においては、有機農業に関する「課題」と、施策の「推進内容」の対応状況は下表のとおりとなっているところ。

課題の背景	課題	現方針による推進内容
多くの場合、 <u>病虫害の発生等に加え、労働時間や生産コストの大幅な増加を伴う</u>	① <u>農業者が有機農業に容易に従事できるようにする</u> ための取組推進	➤地域の気象・土壌条件等に適合した<u>技術体系の確立・普及</u>、有機農業の取組を対象とする<u>各種支援施策を充実・活用</u> ➤先進的な有機農業者による<u>就農相談や研修受入の拡大</u>、新規就農者の<u>経営計画の作成支援</u>
<u>新たに有機農業に取り組もうとする者が潜在的に相当数見込まれる</u> とともに、有機農業により生産される農産物に対する需要の増加も見込まれる	② <u>農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に積極的に取り組めるようにする</u> ための取組推進	➤有機農業に関する<u>技術体系の確立・普及</u> ➤有機農業を対象とする<u>各種支援施策の展開</u> ➤有機農業者等と、流通業者、販売業者又は実需者その他が連携・協力し、<u>実需者等のニーズに即した広域流通や、地産地消等の地域内流通を推進</u>
消費者の需要を踏まえ、有機農業により生産される農産物の生産量・流通量を増加させ、当該農産物を消費者が容易に入手できるように <u>多様な販売機会を設けることが重要</u>	③ <u>消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるようにする</u> ための取組推進	➤有機農業により生産される農産物の<u>生産量・流通量の増加</u> ➤<u>多様な販売機会の設定</u> ➤有機農産物の生産、流通、販売又は消費の<u>情報の受発信支援</u> ➤有機農産物等の<u>表示への理解増進</u>、有機農産物等の<u>適正な表示の確保による消費者の有機農産物等に対する信頼確保</u>
有機農業の推進に当たっては、 <u>有機農業に対する消費者の理解の増進及び信頼の確保が重要</u>	④ 有機 <u>農業者</u> その他関係者と <u>消費者との連携が促進促進されるよう取り計らう</u> こと	➤ <u>食育、地産地消、産消提携、農業体験学習又は都市農村交流等</u> の取組を通じて、消費者と有機農業者その他の関係者との <u>交流・連携が促進</u> されるよう取り計らう
有機農業に関する基本的な技術の体系化は進んでいるものの、 <u>地域に固有な条件への適合が不十分であり、有機農業により生産される農産物の生産の取組は未だ少ない</u> 状況	⑤ 農業者その他の関係者の <u>自主性を尊重すること</u> 有機農業により生産される <u>農産物の生産、流通又は販売に係る各種取組が画一的に推進されることのないよう留意すること</u>	➤地域の実情や農業者その他の関係者の意向への配慮がないままに、有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に係る <u>各種取組が画一的に推進されることのないよう留意</u>